

広島県告示第二百四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十年三月十三日

広島県知事 藤田雄山

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
表示	表示	区域の名称	区域の表示及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十号）で定める事項
行里（一六四七）地 一）地区	急傾斜地の崩壊	行里（一六四七）地 一）地区	急傾斜地の崩壊
行里（一六四七）地 二）地区	急傾斜地の崩壊	行里（一六四七）地 二）地区	急傾斜地の崩壊
行里（一六四七）地 三）地区	急傾斜地の崩壊	行里（一六四七）地 三）地区	急傾斜地の崩壊
行里（一六四七）地 四）地区	急傾斜地の崩壊	行里（一六四七）地 四）地区	急傾斜地の崩壊
日向（一六四八）地 区	急傾斜地の崩壊	日向（一六四八）地 区	急傾斜地の崩壊
日向（一六四八）一）地区	急傾斜地の崩壊	日向（一六四八）一）地区	急傾斜地の崩壊
日向（一六四八）二）地区	急傾斜地の崩壊	日向（一六四八）二）地区	急傾斜地の崩壊
隠地（一六四九、一三〇九一、一三〇九二）地区	急傾斜地の崩壊	隠地（一六四九、一三〇九一、一三〇九二）地区	急傾斜地の崩壊
行里（一八七三）地区	急傾斜地の崩壊	行里（一八七三）地区	急傾斜地の崩壊

